

農地法第 3 条許可について

1. 審査の基準

第 3 条	判断の理由		
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	取得後の全ての農地を効率的に利用する	はい	いいえ
第 2 項第 2 号	譲受人は個人である（法人ではない）	はい	いいえ
第 2 項第 3 号	信託引受による権利取得ではない	はい	いいえ
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	農作業を行う必要がある日数、農業に従事する	はい	いいえ
第 2 項第 5 号 （下限面積）	取得後の農地面積が 30a 以上である	はい	いいえ
令和 5 年 4 月 1 日 から下限面積要件 は廃止になりました。	「いいえ」の場合 次のいずれかに該当する ①草花等の栽培でその経営が集約的に行われる ②農業委員会のあっせんによる交換で、相手方の 面積が 30a 以上である ③隣接農地と一体利用しなければ利用困難な農地 を隣接所有者が取得する	はい	いいえ
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	所有権以外の権限に基づく耕作農地（旧小作地等） の転貸・質入ではない	はい	いいえ
	「いいえ」の場合 次のいずれかに該当する ①賃借人の死亡等による一時貸付 ②賃借人からその世帯員への貸付 ③農地売買等事業による貸付 ④水田裏作の目的に利用するための貸付	はい	いいえ
第 2 項第 7 号 (地域調和)	地域との調和要件を満たしている	はい	いいえ

※上記記載の農地法第 3 条第 2 項各号すべての要件において「はい」にならないければ、不許可相当となります。

2. 申請書の受付から、許可書の交付までおよそ 30 日以内となっています。

3. 今月の総会は、（ ）日開催です。
許可書交付予定日は（ ）日です。

※申請される農地が経営移譲年金及び特例付加年金の対象である場合、年金の支給停止になる可能性があります。また、贈与税の納税猶予を受けている農地の移動の場合は、納税猶予税額を納付しなければなりませんので、十分に注意してください。